

江戸川区立新堀小学校 PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は、江戸川区立新堀小学校PTAと称し、事務所を新堀小学校(以下「学校」という)に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教員が協力し、心身ともに健康な児童の育成に努めることを目的とする。

第3章 活動方針

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に基づいた活動を行う。

1. 学校の教育活動に協力する。
2. 児童の福祉増進のために活動する団体に協力すること。ただし、他の団体からの強制や干渉は受けない。
3. 児童の教育環境の整備に努める。
4. 会員の教育に関する教養を高め、会員相互の親睦を図る。
5. 特定の政党・宗教・営利企業を支援せず、営利活動は行わない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者ならびに本校に在職する校長・副校長および教員とする。

第5条 会員は本会活動の全てにおいて平等である。

第5章 会計

第6条 本会の収入は、会員の納める会費・寄付およびその他の収入とする。

第7条 本会の支出は、支出理由が本会の目的に適合し、かつ予算の範囲内である場合に行う。

第8条 会費の額の変更および本会の予算ならびに決算の承認は、総会決議による。

第9条 会費の額、会費納入時期、慶弔費等は、別に定める「会計規程」にて扱う。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 役員および委員等

第11条 本会の役員および委員等は、次の通りとする。

1. 本部役員(以下「役員」という)
 - a. 会長 1名
 - b. 副会長 若干名(内1名は副校長)
 - c. 会計 3名(内1名は教員)
 - d. 書記 若干名(内1名は教員)
 2. 常任委員(以下「委員」という)
 - a. 学年委員
 - b. 成人委員
 - c. 広報委員
 - d. 校外委員
- } 人数構成は学年毎のクラス数により変動する

3. その他
 - a. 会計監査 2名
- 第12条 本会の役員および委員等の任期は次の通りとする。
1. 4月1日から翌年3月31日までを1年として、役員(会計監査含む)は2年以上、委員は1年を任期とする。ただし、再任は妨げない。
 2. 補充役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第13条 本会の役員および委員等の任務は次の通りとする。
1. 役員
 - a. 会長 本会を代表して会務を総括し、総会を招集し、運営委員会を主催する。
 - b. 副会長 会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
 - c. 会計 会計の事務一般を処理し、総会において予算ならびに決算を報告する。
 - d. 書記 会計を除く事務を処理し、総会および運営委員会の議事を記録する。全会員への案内文書作成を行う。
 2. 委員
 - a. 学年委員 本会の主旨の徹底に努め、学級・学年の担任と共に児童の健全な育成に努める。
 - b. 成人委員 会員の教養向上と会員相互の親睦を図り、児童の教育環境の充実を図る。
 - c. 広報委員 PTA会報誌の発行、および本会の広報活動に専心する。
 - d. 校外委員 通学路の安全確認と児童登下校時の指導をおこなう。校外において児童の防犯、犯罪被害、非行化防止に努め、地域協力を推進する。
 3. その他
 - a. 会計監査 本会の会計を監査し、総会にて報告する。必要に応じ他役員と同じく本会の運営にあたる。

第7章 本部役員等の選出

- 第14条 本会の役員等の選出は、次の通りとする。
1. 役員、会計監査を選出するために、役員選考委員会を設置する。
 2. 役員選考委員は、委員より選出された6名以上の保護者と副校長を含む教員2名及び役員若干名をもって構成される。
 3. 役員選考委員会は、選出した役員等の候補者の同意を得た後、承認を得る活動をおこなう。
- 第15条 本会の役員および会計監査に欠損を生じた場合は、次の通りとする。
1. 会長に欠損を生じた場合は、副会長のうちから選任する。
 2. 会長以外の役員および会計監査に欠損が生じた場合は、現役員にて調整し代行または兼任する。ただし、人員不足など調整不可能な場合は全会員を対象に選出を行う。

第8章 組織と運営

- 第16条 本会は次の集会を設ける。
- ・総会 ・役員会 ・運営委員会
 - ・常任委員会(学年、成人、広報、校外の各委員会)
 - ・役員選考委員会 ・特別委員会(周年行事委員会等)
- 第17条 総会
1. 総会は、年2回で5月と3月に開催する。
 2. 出席対象者は、全会員である。

3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の2分の1以上の要求があったとき開催する。
4. 総会は、全会員の3分の2以上の参加(委任状を含む)があったとき成立する。
5. 総会の議決は、出席者の過半数の同意により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
6. 状況により総会を開催せず、書面決議にて行う。その場合は、異議が過半数に達しなければ、成立・決議となる。

第18条 役員会

1. 役員会は、会の運営について企画立案を行い、随時会長が召集する。
2. 出席対象者は、校長、副校長、役員である。

第19条 運営委員会

1. 運営委員会は、会務の実行機関であり、総会に次ぐ議決機関である。
2. 出席対象者は、校長、副校長、役員、各委員3役(正副委員長、書記)である。
3. 運営委員会に欠席する場合は、委任状の提出をおこなう。
4. 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意により決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
5. 運営委員会は、原則として年間3回(学期に1回)開催することとする。日程は年度ごとに調整し、役員会が必要と認めた場合は臨時開催することができる。

第20条 常任委員会等

1. 常任委員会、役員選考委員会、特別委員会は、必要に応じこれを開催することができる。ただし、全ての事業計画については、運営委員会の承認を求めなければならない。
2. 出席対象者は、各委員に属している者である。
3. 役員選考委員会は、11月に設立し、翌年3月の総会までを任期とする。
4. 特別委員会は、運営委員会の決議により必要に応じて設置することができる。
5. 委員会活動の掌握、連絡のため、各委員会で正副委員長、書記を1名ずつ選出する。ただし、学年委員は学年ごとに正副委員長、書記を選出する。

第9章 表彰

- 第21条 教職員、本部役員およびPTA活動において功績のあった方については、別に定める「表彰規程」に基づき記念品を贈ることができる。記念品金額は「会計規程」にて定める。

第10章 改正

- 第22条 本規約は、総会において全会員の3分の2以上(委任状を含む)の賛成を得て改正することができる。
- 第23条 本規約に関わる規程については、規約に反しない限り運営委員会において改正することができる。改正された規程は、総会において報告する。

第11章 PTAサークル

- 第24条 PTAサークル活動については、次の通りとする。

1. 会員は別に定めた「PTAサークル規程」に準じ、サークル活動の申請をし、役員会で承認後PTAサークルとして活動を行うことができる。
2. 承認されたサークル団体は、「会計規程」記載の金額を上限に助成金を受ける事ができる。
3. サークル団体活動の承認および助成金支給の決定は役員会で協議し、最終決定は会長の決するところとする。

第12章 個人情報取り扱い

- 第25条 本会がPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別途定める「個人情報取扱規程」に基づき、適正に運用するものとする。

付則

1. 1981年(昭和56年)5月規約制定・実施
2. 1982年(昭和57年)4月改正
3. 1984年(昭和59年)4月改正
4. 1985年(昭和60年)4月改正
5. 1987年(昭和62年)5月改正
6. 1993年(平成5年)9月改正
7. 1995年(平成7年)5月改正
8. 2002年(平成14年)12月改正
9. 2005年(平成17年)3月改正
10. 2006年(平成18年)3月改正
11. 2014年(平成26年)3月改正
12. 2016年(平成28年)3月改正 PTAサークル規程制定(別紙)・実施
13. 2017年(平成29年)3月改正
14. 2019年(平成31年)3月改正
15. 2020年(令和2年)6月改正